

運輸安全委員会は、平成30年6月28日(木)、
船舶事故等調査報告書27件(事故26件,インシデント1件),及び軽微事案の船舶事故等
調査報告書51件(事故40件,インシデント11件)を,ホームページで公表しました。

27件のうち,事故26件の内訳は,船舶間の衝突8件,(乗組員等の)死傷等8件,乗揚3件,(灯浮標等への)衝突3件,
乗組員行方不明,火災,浸水及び転覆各1件,また,インシデント1件は,運航不能(機関故障)です。
このうち,重大【東京】事案はありませんでした。

仙台事務所の1件[遊漁船同士の釣り場での衝突事故]の概要を,別紙のとおりご紹介します。
公表された事故等調査報告書をもとに,当協会の責任で編集しましたので,ご参考にしてください。
なお,詳細は,運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

(http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-6-4_2017sd0087.pdf)

また,軽微事案51件のうち,事故40件の内訳は,乗揚13件,(乗組員等の)死傷等9件,衝突8件,(防波堤等への)衝
突4件,転覆及び沈没各2件,火災及び施設損傷各1件であり,インシデント11件の内訳は,運航不能10件(機関故障5
件,燃料供給不能2件,絡索2件,絡網1件),運航阻害1件です。

【事故概要】

遊漁船A (4. 80トン)は、釣り客1人を乗せて釣り場を西進中、また、遊漁船B(長さ9. 47m)は、釣り客2人を乗せて釣り場を西進中、A船の左舷船首部とB船の操舵室右舷側後部とが衝突した。

【発生日時】 平成29年9月26日 08時35分ごろ

【発生場所】 青森県中泊町小泊港西南西方沖

【死傷者】 軽傷2人(B船釣り客)

〈原因〉

船長Aが、右舷方にいた2隻の釣り船の動向に注意を向けて見張りを適切に行っておらず、船首方にいた釣り船が前進したのを見て、B船が左舷船首方にいることに気付かずに釣り場を変えようとして主機を前進にかけ、また、船長Bが、主機をいったん前進にかけた直後に中立運転として上部操縦席を離れ、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突した。

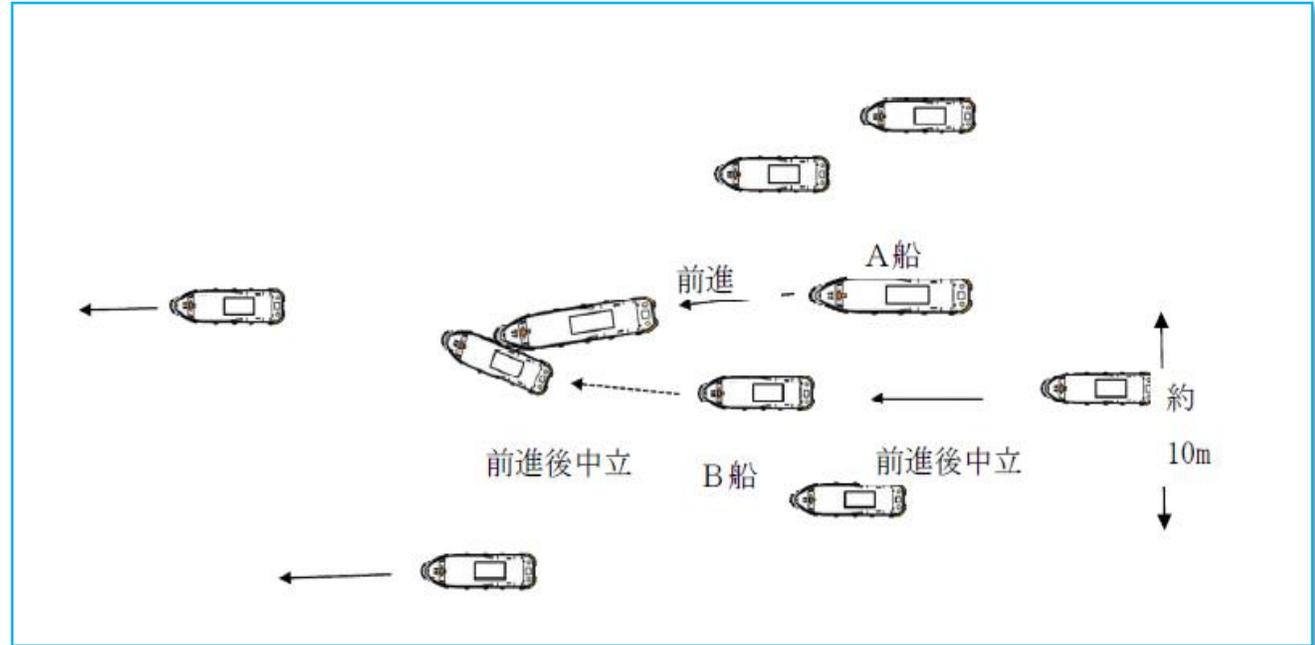
〈事故発生に関する状況〉

事故発生現場付近の釣り場は、多数の遊漁船等が至近距離で釣りを行い、適宜、機関を使用して釣り場を移動していた。

船長Aは、ふだんから釣り場では他船が何隻も近い距離で釣りを行っていたので、特に危険を感じていなかった。

船長Aは、船尾方から来たB船が自船の左舷方近くをゆっくり追い越していくのを認めていたが、右舷方にいた2隻の釣り船の動向に注意を向けていた。

船長Aは、船首方にいた船が前進したのを見て、釣り場を移動するため主機を前進にかけ、左舷船首方のB船に衝突した。 ⇒続く



⇒続き

船長Bは、周囲10mないし20mに数隻漂泊していることを認識していたが、ふだんから釣り場では他船が何隻も近い距離で釣りを行っていたので、釣りをしている間は特に危険を感じていなかった。

船長Bは、釣り場を移動しようとして主機を前進にかけたが、釣り客から釣り糸がプロペラに絡んだようだと言われ、様子を見るため主機を中立として操縦席を離れたとき、A船と衝突した。

〈再発防止策〉

- (1) 周囲に複数の船舶がいる場合は、一船のみに注意を向けるだけでなく、周囲の船舶全体に対して見張りを適切に行うこと。
- (2) 他船と近づきすぎないこと。
- (3) 他船が近くにいる場合は、細心の注意を払って航行すること。